

クレジットカードの会員規約・特約(個人用)の改定について

2025年1月17日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・特約(個人用) (以下「規約等」といいます) の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード (いずれも個人用)

- ①CGCカード(各種)
- ②TOKAIカード
- ③リゾートトラストカード(各種)
- ④カラフルタウンカード
- ⑤グランパスオフィシャルカード
- ⑥OSAKA PiTaPaカード
- ⑦KOBE PiTaPaカード

2. 効力発生日

2025年1月17日より改定後の規約等が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等 (全文) につきましては、2025年1月17日頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

改定前	改定後
第12条の3(電子メールアドレス)	第12条の3(電子メールアドレス)
4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。	4. 本人会員が第3項の手続きを怠った場合、当社の電子メールでの通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、第3項の手続きを行わないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

※KOBE PiTaPaカードは、KOBE PiTaPa 会員特約第8条の3(電子メールアドレス)の第4項を上記のとおり改定します。

改定前	改定後
第17条(退会)	第17条(退会)
1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。 この場合、直ちに会員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カード利用料金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとし、退会後もカードに関して生じた一切のカード利用料金等について支払の責任を負うものとします。	1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。 この場合、直ちに会員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カード利用料金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。 なお、本人会員は、退会後もカードに関して生じた一切のカード利用料金等について支払の責任を負います。

以上